

平成21年度第2回 行財政改革委員会 議事録

日 時 平成22年3月24日（水） 午前10時02分 ～ 午後0時04分

場 所 川崎市役所第3庁舎15階第1・2・3会議室

出席者 委員 辻座長、安部委員、石上委員、大枝委員、大木委員、小島委員、
佐藤委員、八木委員

加藤行財政改革市民部会長

市 側 阿部市長、砂田副市長、曾禰副市長、小田副市長、木場田教育長、長谷
川総務局長、三浦総合企画局長、土方都市経営部長、浮揚財政局長、
野村財政部長、瀧峠人事部長、
大村行財政改革室長

事務局 篠原行財政改革室主幹、原行財政改革室主幹、池之上行財政改革室主幹
唐仁原財政課長

議 題 1 平成22年度川崎市予算について
2 平成21年度行財政改革委員会市民部会活動報告について
3 その他

公開及び非公開の別 公開

傍聴者 6 名

議事

篠原行財政改革室主幹

お待たせいたしました。それでは、定刻となりましたので、ただいまから、平成21年度第2回行財政改革委員会を開催させていただきたいと存じます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、総務局行財政改革室の篠原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会議に先立ちまして、幾つか事務連絡をさせていただきます。

まず、初めに、本日の委員会には、市民部会から加藤正巳部会長にご出席いただいております。加藤部会長には、後ほど、本日の市民部会の取り組み等について、ご報告をいただく予定となっております。よろしくお願いいたします。また、その他の市民部会委員の皆様におきましても、本日の委員会に傍聴においでいただいておりますので、あわせてお知らせいたします。

なお、市民部会の活動記録用として、本日の委員会では、報告の様子などについて写真撮影をさせていただきますので、ご了解いただきたいと存じます。

次に、いつものお願いでございますが、本日の委員会は公開とさせていただきます。マスコミの方々の取材を許可しておりますので、ご了承願いたいと存じます。

また、速記業者の方に議事録の作成を委託してございます。会場内に同席させていただきますので、あわせてご了解願いたいと存じます。

次に、資料の確認をさせていただきます。お手元に、まず、本日の次第、席次表、委員の皆様の名簿、それと資料1としまして「平成22年度川崎市予算について」、資料2といたしまして「21年度川崎市行財政改革委員会市民部会活動報告書」、資料3といたしまして「次期行財政改革プラン・第3期実行計画策定スケジュール」でございます。

資料の不備等ございましたら、お申し出願いたいと存じます。よろしいでしょうか。

なお本日、西岡委員、西谷委員におかれましては、所用のため、欠席したい旨の連絡を伺ってございます。

それでは、まず初めに、阿部市長から、皆様にごあいさつを申し上げます。

阿部市長

おはようございます。市長の阿部でございます。

平成21年度の第2回行財政改革委員会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中をご出席いただきまして、まことに、ありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

今年度も、残すところあと1週間ほどになりました。これまで、委員の皆様方をはじめ、

市民の皆様のご理解とご協力を賜りながら、行財政改革の取り組みを確実に進めてきたところでございます。平成22年度は、新行財政改革プランの最終年度でもありまして、また、次期改革プランの策定年度でもございます。したがって、引き続き、行財政改革を進め、その結果を市民サービスに還元できるよう、全庁を挙げて取り組んでいきますとともに、次期改革プランにおきましては、市税収入がこれまでの緩やかな増収傾向から過去最大の減収へと大きく転換するといった大変厳しい財政状況の中で、これを踏まえて、これまでの改革の取り組みと、地域主権改革に対応した取り組みを進めて、一層の自主的・自立的な都市経営を行っていくことが重要であると考えているところでございます。今後とも、市民の安全で安心な暮らしの確保を図り、持続可能な財政基盤の確立に向けて、引き続き、行財政改革に取り組んでまいりたいと考えております。

本日は、議題といたしまして、まず平成22年度川崎市予算についてでございますが、この市議会において議決をいただきましたので、その内容についてご説明をさせていただきます。引き続きまして、市民部会の活動報告を、市民部会の部会長さんからお願いしたいと思っております。

それでは、委員の皆様方からの忌憚のないご意見を賜りたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

以上でございます。

篠原主幹

ありがとうございました。

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。ここからは、座長に議事進行をお願いしたいと思います。辻座長、よろしくお願いいたします。

辻座長

それでは早速、議題1の平成22年度川崎市予算について、事務局から説明をしております。その後に、皆さんのほうからご意見をいただきたいと思います。

それでは、事務局、よろしくお願いいたします。

唐仁原財政課長

財政局財政課の唐仁原でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、22年の予算につきまして、ご説明をさせていただきたいと思えます。資料1の白い冊子「川崎市予算について」、こちらでご説明をさせていただきます。

まず、表紙のイラストでございますけれども、表紙のイラストは、来年3月の完成に向けて整備が進んでおります、川崎駅東口駅前広場の完成イメージ図でございます。平面横断が可能となる新たな広場として、また、照明のLED化、あるいは太陽光発電やリチウムイオン蓄電池の利用などの環境技術を導入した施設となりまして、川崎の新たなシンボルになるものと期待をしております。

それでは、表紙をおめくりください。平成22年度予算に対する市長の考え方を記載しております。本市では、これまでの行財政改革の取り組みなどによりまして、財政健全化に向け、着実に歩みを進めてまいりました。しかしながら、アメリカに端を発しました世界的な経済危機は本市にも大きく影響を及ぼしまして、平成22年度の市税収入は前年度と比較して過去最大の落ち幅となったところでございます。また、政権交代によりまして、地方分権改革についてはいまだ具体的な姿が示されず、さらに、今後のさまざまな制度変更の内容によっては、本市の財政負担につながることも懸念をされるところでございます。

このように、社会経済環境は大きく変化しておりますけれども、こうした中であっても、市民サービスを着実に提供することは地方公共団体の責務であるという認識のもと、計画事業の一層の推進と、社会環境の変化に的確に対応することにより、市民の皆様がいきいきと心豊かに暮らせるよう、市政運営の3本柱を基本に編成を行ったところでございます。

まず、1点目といたしまして、計画事業の一層の推進とともに、「新たな飛躍」の礎を築く取り組みといたしまして、緊急性が高く、日常生活を安心して送るために必要な施策につきましては、着実に実施するとともに、将来を見据えた事業もあわせて推進することによりまして、川崎の「新たな飛躍」に向けた礎を築いてまいります。

次に、2点目といたしまして、自治基本条例に基づく市民本位のまちづくりに向けた取り組みを、一層推進するといたしまして、パブリックコメント手続制度や住民投票制度の適切な運用に取り組むとともに、区役所機能強化の一層の推進を図ってまいります。

次に、3点目として、行財政改革の取り組みを確実に反映させたというところでございます。市税収入が、緩やかな増収傾向から、過去最大の減収へと大きく転換する厳しい状況の中でも、行財政改革の取り組みの成果を確実に予算に反映させるとともに、平成18年度から取り組みを進めてまいりました改革効果の還元にも努めたところでございます。

こうしたことから、最後の段落にありますように、平成22年度予算は、「人間都市」

「安心快適都市」「元気都市」「安定持続都市」「オンリーワン都市」という5つのキーワードのもと、市民生活の安全・安心を確保し、川崎の「新たな飛躍」の礎を築くために、急激な社会環境の変化に的確に対応する予算であるという意味を込めまして、「環境変化対応予算」とネーミングしたところでございます。

それでは、予算の説明を申し上げます。

1 ページをお開きいただきたいと存じます。まず、予算の概要でございます。まず、予算の規模でございますけれども、一般会計、特別会計、企業会計を合わせた全会計といたしましては1兆2,673億円余で、対前年度比3.8%の減となっております。各会計別では、表にございますように、一般会計は6,116億円余、対前年度比5.2%の増。特別会計は14会計で4,433億円余、対前年度比14.9%の減。企業会計は6会計合計で2,124億円余と、対前年度比1.1%の減となっております。

主な増減でございますけれども、一般会計は5.2%の増となっておりますが、これは、主に子ども手当での創設及び保育所受け入れ枠の拡大によります子ども費の増や、生活保護扶助費の増によります健康福祉費の増、並びに中小企業の資金繰りの支援の増等によります経済労働費の増などによるものでございます。

特別会計は14.9%の減となっておりますけれども、これは公債管理会計の減などによるものでございます。

企業会計は1.1%の減となっておりますけれども、これは企業債償還元金及び利息の減少等による下水道事業会計の減などによるものでございます。

2 ページをお開き願います。一般会計予算の概要でございます。まず、歳入でございます。上段の表と下の囲みのコメントをあわせてごらんいただければと存じます。

まず、市税は2,727億円余で、前年度との比較では163億円、5.6%の減となりまして、金額・率ともに、過去最大の落ち幅となったところでございます。市税につきまして、少し詳しくご説明いたしますので、117ページをお開きいただきたいと存じます。平成22年度予算の市税の税目ごとにあらわした表でございます。

まず、市民税は1,201億円余で、平成21年度予算が1,397億円でございますので、前年度と比較いたしまして195億円余、14.0%減となっております。その内訳ですけれども、個人は1,088億円余で、課税所得の減などから対前年度比96億円余、8.2%の減。法人は112億円余で、企業収益の減などから対前年度比99億円余、46.8%の減となっております。この法人の112億円という予算額は、ほぼ30

年前、昭和五十四、五年ごろの予算額と同規模となっております。

次に、固定資産税は、マンションなど家屋の増等によりまして、対前年度比30億円余の増。次の市たばこ税は、税改によりまして増税はありますけれども、売り渡し本数の減などによりまして、対前年度比1億円余の減。一番下段の都市計画税につきましては固定資産税同様に、家屋の増などによりまして、3億円余の増となっております。

合計いたしますと、最下段ですけれども、22年度予算は2,727億円余ということで、対前年度と比較しまして163億円、5.6%の減、大幅な減となったところでございます。

申しわけございません。2ページにお戻りいただきたいと存じます。歳入のうちの内訳ですけれども、交付金でございます。交付金は、交付原資の減収によります地方消費税交付金の減などから、35億円の減となっております。次に、国庫支出金及び県支出金でございますけれども、子ども手当制度の創設に伴います負担金の増によりまして、それぞれ前年度と比較しますと、大きく増となっております。

次に、市債でございますが、廃棄物処理施設等整備事業債、まちづくり公社貸付債、臨時財政対策債の増などから、前年度と比較し、164億円の増となっております。

次に、3ページ。一般会計の款別の歳出でございます。表の下に※でありますように、4月1日付の組織改正に伴いまして、款名称の変更ですとか、予算額の移款をしております。ここで少し組織改正につきましてもご説明いたしますので、再度飛びますけれども、77ページをお開きいただきたいと思います。

本年4月1日付の組織改正の主なものを記載したものでございます。まず、主な局の再編等でございますけれども、スポーツ文化をより身近にするために、市民・子ども局に市民スポーツ室を設置するとともに、各区役所に地域スポーツ推進担当を設置いたします。また、さらなる緑化推進とサービス向上のために、環境局緑政部と建設局を統合し、建設緑政局を設置するとともに、各区役所に道路公園センターを設置いたします。また、上水道と下水道の一体管理を目的といたしまして、上下水道局を設置いたします。

次の78ページの下段に、主な組織機構の比較図を掲載しております。後ほど、ご参照いただきたいと思います。

また、戻りまして、3ページをお願いいたします。歳出でございますけれども、歳出の規模は6,116億円余で、前年度と比較いたしまして299億円余、5.2%の増となっております。主な増減でございますけれども、こども費は777億円余で、子ども手当

ての創設や保育所受け入れ枠の拡大に伴いまして、234億円の増となっております。健康福祉費の予算額は1,120億円余で、生活保護扶助費の増などから、99億円の増となっております。経済労働費は、予算額は337億円余で、用地取得費の減少があったものの、金融機関への預託金の増による中小企業融資事業費の増などから、71億円の増となっております。まちづくり費の予算額は410億円余で、新川崎地区整備事業費の減などから、26億円の減となっております。

次に4ページをお願いいたします。歳出を性質別にあらわしたものでございます。まず、人件費でございますが、予算額は1,041億円余で、職員数の削減に加え、期末手当や退職手当の減などから、前年と比較して61億円の減となっております。扶助費は1,170億円余で、生活保護費の増や、子ども手当の創設などによる児童福祉費の増などから297億円余と、大幅な増となっております。公債費は759億円余で、既往債償還元金の減などから、31億の減となっております。これら人件費、扶助費、公債費を合わせまして、義務的経費は、一番上段になりますが3,071億円、前年度との比較では205億円の増となり、構成比は、前年度を1ポイント上回る50.2%となっております。次に、投資的経費は954億円余で、用地取得費の減などから、前年度と比較して、138億円の減となっております。次に、その他の経費は2,091億円余で、中小企業融資事業費が増となることなどから、232億円の増となっております。

次に、5ページでございますが、行財政改革の取り組みでございます。平成22年度予算におけます改革の効果といたしましては、90億円となったところでございます。

まず、歳入の確保といたしまして、市税につきましては、動産の差し押さえなど、これまでの取り組みを継続して進め、また、国民健康保険料や市営住宅使用料などの税外債権につきましては、滞納債権対策基本方針に基づきまして、債権確保策の強化などにより、15億円の効果額となっております。

また、歳出の見直しでは、人件費について、一般会計において103名、全会計では148名の職員数の削減を図ったことや、扶助費につきましては、20年3月で廃止いたしました川崎市老人医療費助成制度の経過措置の終了などによりまして、歳出の見直し合計で、75億円の効果となったところでございます。

次に、人件費についてでございますが、最下段のグラフは、人件費のうち退職手当や共済費等を除いた職員給について、平成14年度からの推移をあらわしたものでございます。職員数の削減等によりまして、平成14年度と平成22年度を比較いたしますと、22.

7%、210億円の減となりまして、行財政改革の効果が端的にあらわれております。

次に、6ページをお願いいたします。行財政改革効果の市民サービスへの還元でございます。これは平成18年度から、改革によって生じた効果を市民サービスの拡充に活用してまいりましたけれども、平成22年度は、小児医療費助成や私立幼稚園園児保育料等補助など、これまでの還元施策を継続いたしますとともに、新たに水道施設の耐震化と水道料金の負担軽減に活用してまいります。

下段からは、本市の財政状況につきまして、説明をしたものでございます。まず、市税収入でございますけれども、本市はこれまで、行財政改革の取り組みやグッドサイクルのまちづくりを推進いたしまして、その効果は人口の増加による市税収入の増加という形にあらわれまして、市税収入は21年度まで、計6年連続して増収となっております。しかしながら、先ほどもご説明させていただきましたけれども、世界的な経済危機は本市の財政にも大きく影響を落としまして、法人の市民税が大きく減となるとともに、個人の市民税につきましても減となることなどから、前年度との比較で、額・率ともに過去最大の下げ幅となったところでございます。

7ページでは、その大幅な税収減等に対する財源対策をお示ししております。市民生活の安定を確保することは地方公共団体の責務でありますので、福祉サービスや子育て支援策、あるいは中小企業支援や雇用対策などにつきましては継続して実施することが必要不可欠であるとともに、川崎の将来に向けた施策も必要であると判断いたしました。そのため、市債の活用など、従来からの財源対策に加えまして、減債基金からの150億円の新規の借入れを計上せざるを得なかったところでございます。

下段のグラフは、減債基金からの新規借入れの予算計上額の推移でございます。基金からの借入れは、財政的にはイレギュラーの措置でありますので、平成14年の行財政改革プラン策定時から、その借入れを行わずに予算を編成することを目標としてまいりました。当時の目標年次でありました平成21年度には、その目標を達成できたところでございますけれども、22年度において、再び計上せざるを得なかったところでございます。

その下のグラフは、一般会計のプライマリーバランスの推移でございます。平成17年度決算から継続して黒字を確保してまいりましたけれども、平成22年度予算におきまして、財源対策といたしまして、可能な限りの市債を活用したということから、60億円の赤字となったところでございます。

次に、8ページをお開き願います。8ページ以降につきましては、5つのキーワードのもとに、特に重点的・戦略的に取り組む施策を説明するものでございまして、8ページは、高齢者や障害者への福祉施策や子ども支援策による人間都市づくりの取り組みでございす。幾つか代表的な事業をご紹介させていただきたいと思ひます。

上段の支え合いによる地域福祉社会づくりでは、高齢者の多様な居住環境整備といたしまして、特別養護老人ホームや介護老人保健施設の整備を計画的に進めてまいります。また、信頼される市立病院の運営と地域保健医療環境の充実といたしまして、井田病院の再編整備を引き続き推進してまいります。

下段の総合的な子ども支援では、保育環境の整備といたしまして、保育所受け入れ枠の拡大等によります保育緊急5カ年計画の推進や認可保育所の整備等により、多様な保育の充実を図ってまいります。

次に、9ページは、危機管理や防犯対策、救急医療などによる安心・快適都市づくりの取り組みでございす。安全・安心な地域生活環境の整備では、危機管理・防災対策、建築物耐震化の推進といたしまして、上から4つ目の○、総合的な耐震対策の推進では、特定建築物や木造住宅、公共建築物、マンション等、広く耐震対策に取り組むとともに、その次の○ですけれども、町内会・自治会館耐震対策の推進にも取り組んでまいります。それから、その右側、救急体制の強化と救急医療体制の整備では、2番目の○になりますけれども、周産期医療対策の推進といたしまして、本年2月に整備が完了いたしました聖マリアンナ医科大学の総合周産期母子医療センターの運営に対し補助を行い、周産期における母子の救命医療を確保してまいります。

次の10ページ、11ページは、地球温暖化対策など、CCかわさきや、下段の公園緑地の整備、それから、11ページの川崎駅や新川崎駅、小杉駅などの都市拠点の整備、下段の科学技術を活かした新産業分野の創出や振興、環境・福祉・健康・医療分野における産業の振興などによる元気都市づくりの取り組みでございす。

まず、10ページ、上段の環境配慮循環型の地域社会づくりでは、地球温暖化対策と地球環境配慮施策の推進、いわゆるCCかわさきの取り組みでございすけれども、川崎の特徴や強みを活かした環境対策の推進や、環境技術により国際貢献の推進、多様な主体の協働によるCO₂削減の推進などに取り組んでまいります。

下段の憩いとうるおいの環境づくりでは、富士見公園、等々力緑地、生田緑地など、整備の推進を図ります魅力ある公園緑地の整備や緑地保全施策の推進に取り組んでまいりま

す。

次、11ページ上段の都市拠点・ネットワークの整備と川崎臨海部の再生では、川崎駅周辺、新川崎・鹿島田駅周辺、小杉駅周辺など、引き続き、都市拠点の整備を推進してまいります。また、臨海部における戦略的な土地利用の促進と神奈川口構想の推進では、中ほどの○印になりますが、殿町三丁目地区中核施設の整備といたしまして、羽田の対岸にございますこの地区につきまして、環境技術、ライフサイエンス分野の拠点形成を先導するものとして整備を推進してまいります。

下段の川崎の活力を生み出す産業イノベーションでは、科学技術を活かした新産業分野の創出・振興といたしまして、中ほどの○印ですが、ナノ・マイクロ工学分野の産学連携活動の推進など、新川崎創造のもり第3期計画を推進してまいります。その右側、環境・福祉・医療分野における産業の振興では、中ほどの○印ですけれども、かわさき基準（K I S）に基づく福祉産業の振興にも取り組んでまいります。

次に、12ページにまいりまして、産業の振興や雇用の確保、また、緊急経済対策などによる安定持続都市づくりの取り組みでございます。上段、産業振興と雇用の確保では、地域産業や都市農業の振興等に取り組んでまいります。下段の緊急経済対策では、中小企業融資制度の充実などの中小企業の活力向上。早期発注や工事費の確保などの公共事業の早期発注及び地域配慮。緊急雇用対策を含む、市民生活の安全・安心のための対策。C Cかわさきといたしまして、地球環境保全基金を活用した取り組みの4つの視点から、平成22年度予算では、昨年度575億円を大幅に上回ります915億円を計上いたしまして、市内経済の安定化を図ってまいります。

次の13ページは、音楽のまちなどの魅力を育て発信する取り組み。それから下段の市民自治と区役所機能の拡充などによりますオンリーワン都市づくりの取り組みでございます。上段の川崎の魅力を育て発信する取り組みでは、引き続き、音楽のまち・かわさきや、右側のホームタウンスポーツの振興に取り組むとともに、地域の魅力発信・活性化と連携した文化芸術振興では、中ほどの○印ですが、仮称藤子・F・不二雄ミュージアムを来年秋の完成を目途に整備を推進しますとともに、今年度は、川崎の発展の礎を築きました二ヶ領用水が400周年を迎えますので、記念事業にも取り組んでまいります。

下段の市民自治と区役所機能の拡充では、区民会議の運営などの区政改革の総合的な推進や右の住民投票制度の運営などの市民自治の拡充にも取り組んでまいります。

次の14ページ以降は、平成22年度予算の主な事業をさらに詳細にお示ししたものと。

それから、少し飛びますけれども、61ページ以降は参考資料といたしまして、予算と行財政改革プランの財政フレームとの比較や、次の62ページの新行財政改革プランの予算への反映などを掲載しております。さらに111ページ以降には、各会計の歳出予算の集計表など、計数資料も掲載しておりますので、後ほどご参照いただきたいと思います。

以上、大変、雑駁ではございましたけれども、平成22年度予算の説明とさせていただきます。

辻座長

それでは、ただいま報告してもらいました件について、皆さんから、ご意見・ご質問等をお伺いしたいと思います。

それでは、きょうは八木委員のほうから、よろしくをお願いします。

八木委員

私の感じたことを申し上げれば、緊急経済対策費に、昨年を大幅に上回る予算を盛り込んでいただいたということについては非常にありがたいと、このように思います。今、説明がありましたとおり、企業の納める税金も大幅に減少している中で、やはり、企業に活力を与えるということが、言ってみれば市税の改善にもつながっていくだろうと、このように思います。そういう意味で、総額で900億以上の予算を立てていただいたということは、地域金融機関の者として非常にありがたい、こう思います。

特に、公共事業の早期発注及び地域配慮。今非常に低迷している地域経済に対して、公共事業というのは非常に速効性のある、また、かつ波及効果もあるわけでありまして、よく言われているように、公共事業は何となく悪のような風潮もございますけれども、私は、断じてそういうことはない、特にこうした都市部においては、まだまだインフラの整備、こういったものが必要だと思いますし、そういう意味でも、早期の発注ということで早期にカンフル剤を打つといいますか、それも必要ですし、この地域配慮についても、やはり地元の企業にある程度配慮をしていただくということが、結果として市税の増収にもつながるわけでもありまして、そういう意味でも、こうしたご配慮をいただいたということについては、私は高く評価したいと、このように思います。

以上です。

辻座長

それでは、最初に皆さんからご意見をいただこうと思います。続きまして、佐藤委員、お願いします。

佐藤委員

今、説明を伺いまして、この市税収入、過去最大の落ち込みだと。そして、減債基金からの借り入れ、市債の増額発行、これのやむなきに至ったということで、結果においてはプライマリーバランス、6年ぶりに赤字に転じたわけです。大変厳しい状態ということを再認識させられたわけですが、ただ、この行革委員会として、いろいろ協力もさせていただきましたが、行政がこの行革を積極的に進めておられて、それで大きな実績をあげてられたと。そうすると、その成果で、もう少し、この落ち込みに対する対応策がリカバリーできたところも、あるいは別の意味から見ますと、もう少しあってもよかったのではないかなと、あるいは、そういう意味では残念だったと考えるわけですが、ほかの市町村に比べてみた場合、川崎は行革が進んでいると。それでもなおかつ、これだけの厳しい予算編成をしなきゃいけないということであると、実際にほかの都市では、どの程度この行革を進めて、どの程度リカバリーが進んでいるようなところが実際にあるのか。それを、どういうふうと比較検討されておられるのだろうか。そこら辺、実は、前から私は提案させていただいている。前回も提案させていただいたわけですよ。

少なくとも、これから先、この予算だけで済む話ではございませんで、今後とも市民税の減少は続くし、それから人口増に伴う支出の増も避けられない。非常に厳しい状態が予測される中ですから、今の説明にもございましたけれども、市長の市政運営の3本柱の中に、行革のさらなる推進が掲げられているというのは、非常に心強いと思うわけです。

しかし、今、他都市の例と申し上げましたけれども、とにかく行革をさらに進めるためには、さらに強いインパクトときっかけが欠かせないと思っております、そのために前回提案をしたのは、ぜひ他都市の状況も調査をして、改良していただきたい、そう提案をさせていただきました。

そのときの座長のコメントも、他都市と客観的に比較検討して、川崎市がどのあたりに位置づけられて、今後進めるべきものはどういうことが考えられるのかということが課題になるとコメントをいただいたような記憶がございます。しかし、今回、そこら辺はまだ提示されていないわけでございまして、市長も行革のさらなる推進とあえて加えておられ

る中で、座長として、どういうふうにかじ取りをされて進められるつもりなのか、方向づけをお伺いさせていただければと思います。

以上です。

辻座長

それでは、まず一通り意見をいただいてから、それぞれお答えしようと思います。

それでは小島委員、お願いします。

小島委員

私は、経済情勢が厳しい中で、我々市民にとって、いい予算を組んでいただいたと思って、評価をしております。そのほかには特にございません。

辻座長

ありがとうございます。それでは、大木委員、お願いします。

大木委員

まさに、先ほどから話に出ているように、非常に厳しい財政状況で、ただ、予算の一つ一つの項目についてコメントする委員会ではないと思いますので、バランス的には、よく検討されていると思います。

ただ、考え方ですが、こういう状況なので、本来、貧しくなるとそこで一回絞りますから、いい練習になるというところがありますが、今の経済状況で、そこまで絞り込むのは難しいかなと私も思います。その中で、例えば税収なんかも、私は素人ですからよくわかりませんが、例えば個人業績は、企業業績は上がってくると思います。多分底を打ったと思います。ただ、法人税は繰越欠損が生じるから、すぐに税収は上がってこないだろうと。では何年間ぐらいで、どういうバランスをとるかという中で、今年はしようがないなという考え方だと思いますが、ここまでは我慢するけど、ここから先はだめよと、そういう考え方を明示してやっていけたらどうかなと思っています。

辻座長

大枝委員、お願いします。

大枝委員

厳しい情勢の中でと皆さんおっしゃっていますけれども、その中で行政みずからがスリムアップをして改革に取り組んでいるということが、人員ですとか予算額の削減で非常に努力をされていて、行政が頑張っているところを市民に還元しようということが本当に貫かれている形であると思ひまして、大変ありがたく思っております。

そういったことを市民に対して、もっとアピールしていただけるといいかなと思ひます。行政の人員削減とか歳出の見直しは非常に数字的にも出ているところで、子どもや市民に対しての予算は増やしていただいているわけですから、そこが、みんなの努力でできているんだよということを、きっちり市民に伝えていっていただきたいと。市民の側も、今後、予算をかけて何か事業をやるというだけではなくて、市民の力とか、あるいは、例えば市民が、自分が大事だと思うことに対してお金を出していくということができるような仕組みが、もっとできていくといいのかなと思ひます。

川崎市の場合、等々力競技場を改修しようということで、市民サポーターの皆さんが、大変動かれています。事情は違いますけど、大阪のほうでは基金を募ってスタジアムをつくらうという動きができてきて、委員会ですとか、NPO法人化しようという動きもできたりしてしまひて、そういったところで、市民も、自分が大事だと思うことに対して能動的にお金を出せるよみたいなことで、何かこういうことが実現したねみたいなことができていくというのが、これからあると大変いいのかなと。すごく行政が頑張っているよということが見えてくる感じでしたので、次はそういった形で市民を巻き込んでいただければなというふうに思ひました。

辻座長

それでは、続きまして、^{いわがみ}石上委員、お願いします。

^{いわがみ}石上委員

税収が160億減った中で、プライマリーバランスの赤字は60億押さえられたというふうに考えてもいいと思ひますが、これまでの行革努力によるものだと考えております。今ほど大木先生からもございましたけども、法人住民税が半減ということで、これが従前の水準に回復するまで、どれぐらいを見込んでいらっしゃるのか。あるいは、武蔵小杉も

大変便利になりまして、人口増がこれからも川崎は続いていくんだと思うんですけども、そうした人口増で、ある程度、法人分の減収はカバーできていると考えられるのかなと思うんですが、そのあたり、今後の市税収入の見込みについて、どのようにお考えなのか、お聞かせいただければありがたいと思います。

辻座長

それでは、安部委員をお願いします。

安部委員

平成22年度予算も議決をされて、ちょっと振り返りますと、昨年21年度予算案の策定時には、全国の市町村の中でもまれに見る緩やかな増収という中で、今回、過去最大の減収に大きく転換をしたということで、大変厳しい情勢の中ではございますけれども、中身を見ますと、きっちり市民の生活を考えた上での予算策定であると、私は評価をしております。

我々としては2月19日に、この概要については一度聞いておりますので、質問等はありませんけれども、今、石上委員からもお話があったように、武蔵小杉の新駅ができたということで、非常に乗降客が増えたし、どこに行くにもアクセスがよくなったと。ただ、この武蔵小杉の駅が、単なる乗りかえの駅にならないように、東京や横浜、それぞれのところから来た方々が、一度川崎の地におりてもらって、やはりお金をいっぱい使ってもらって、税収を上げてもらうと。そういうことも、しっかり考えていかなきゃならないのかなと思います。そのためには、まだまだ改善するところがたくさんありますし、連絡通路もまだ完成をしておられませんし、そういう商業施設を含めた市民、そしてこの川崎に訪れた方々が楽しめるような形にしないと、せっかくできたものが、無駄ではないんですけども、やはり有効に使って、税金を落としてもらうというような流れをしっかりと確立していただきたいなというふうに思います。

あと、我々働く者としても、雇用の問題は今でも深刻な状況が続いております。完全失業率とか、有効求人倍率、若干は改善をしておりますけれども、目に見えないところで大変苦しい状況がまだ続いております。そういう部分でも川崎市は今回も予算をとっていただいて、対策を続けていただいていると、そういうことに関しても感謝申し上げたいなと思います。

あとは、市長が言っております、人間都市、安心・快適都市、元気都市、安定持続都市、オンリーワン都市、この5つのキーワード。我々としても市民の安全・安心が一番重要なので、それに向けて、しっかりとやっていただきたいなと思っております。

以上です。

辻座長

ありがとうございました。皆様のご意見、幾つか、大きくまとめますと、一つは、今回、経済対策、市民サービスの拡充も含めまして、今回の予算について、いろいろ好意的に評価する意見が幾つかありました。大型景気対策、早期発注・地域配慮等も含めて、これらについてのコメントがありました。

しかし、同時に、過去最大の税収落ち込みの中で、他都市と比較した場合、今の都市経営をどう考えていって、どう位置づけられるのかと。この中で、さらに今後、行財政改革を進めていくインパクトとして何を考えておられるのか、これに関する質問点。

この点にも関係しまして、特に法人税収の落ち込みや今後のある程度の人口増を前提として、今後の税収見込みがどうなるのかという予測に関する点。

そうした中で、今やられていることをどうやってアピールしたらいいか、ないしは、市民の力をさらに活用していくために工夫できる余地はないのかという点。

それから、基盤整備も進んできましたが、この基盤整備が単に通過交通に終わらず、どうやったら川崎の中に、さらに経済的利益をもたらし得るのかと。そのことも含めて、引き続き続く経済状況の厳しさということに関しても、ご指摘いただきました。

いずれも非常に大きい観点ですので、まず最初に市長のほうからコメントをいただきまして、それから、私や事務局、それぞれ必要な説明をしていきたいと思えます。

それでは、市長、よろしく申し上げます。

阿部市長

では、気がついた範囲でお話をさせていただきたいと思えます。

まず、経済対策については、去年の補正予算からずっと継続的に額を増やしてきて、新規の融資制度をつくったりして枠を広げてきましたけれども、それを継続し拡大するというような考え方で、融資が大幅に伸びております。それから、投資的経費については130億円ぐらい減になっているんですけども、これもいろいろ工夫しまして、財政的にゆ

とりがあるときには、土地開発公社などで買い取って、実際、事業に使う土地について、土地を取得しますが、今回はその土地取得分を大幅に減らして、実際の建設投資額、実際の工事発注分については減らさないという方式をとっておりますので、そういう意味では、経済対策としてはやれる範囲、目いっぱいやっているなということでございます。

もう一つ、企業対策として、水道料金の引き下げが4月1日から実行になりますので、経済対策には入っておりませんが、ちょうどタイミングとしては、こういう景気の状態の中で、企業の活性化のために役に立つのかなと思っております。

それから、行財政改革の他都市との比較ですが、今すぐに出せる資料として、政令指定都市の財政指標ですね。これは毎年比較されておまして、川崎市は比較的よい状況になっておりますので、これはすぐ資料を出せるんじゃないですかね。今すぐ、会議の最中に出せるんじゃないかな。政令指定都市の中で、各指標がどういう状況になっているかということですね。改革について、特に職員数の削減については、他都市との比較で、人口当たりの職員数だとか、そういうのは中程度までできましたが、まだ改革の余地がありまして、他と比べて多いのは、前にもお示ししたと思いますが、清掃関係と福祉、保育所関係が人口当たりの人数として多いので、もう少し民間の活力を活用するような形で、職員数を削減していくという取り組みをまだ進める必要があるなと思っております。清掃事業についても着実に減らしてきているのですが、片方ではミックスペーパーの分別収集をすとか、あるいは、その他プラスチックの分別収集というところで増加要因もあります。ただ、その収集については民間委託でというやり方をしていきますので、かなりの職員削減ができるのではないかなと思っております。

それから、行財政改革で一つ注意をしておかないといけないのは、いわゆる塩漬け土地の問題の解決ですね。大体その問題は解決しましたが、どういうやり方をしたかというのと、市債を発行して、塩漬けになっていた土地を市で一旦買い取って、これを民間企業に貸し出すという方式をやっているわけです。それで解決をしているわけですね。ですから、これから民間企業から賃借料と、建物を建てれば固定資産税と両方入ってきて、もし、その法人がもうかれれば法人市民税が入ってくるというような形で、収入が増えます。片方では、市で引き受けた地方債の償還、元金と利子が出ていきますので、地方債は、その塩漬け土地の解決のために、地方債は全体として残高が膨れ上がっております。これの過去の精算分で1,000億円ぐらいあると思っておりますが、それを整理していく間は、本当の改革は終了にならないということになります。それを企業からの収益等々で全部返却し終わった時

点で、改革は完成ということになるかと思えます。

それから、法人税収等々の長期的な視点ですが、これはまさに平成22年度が緊急事態になっておりますので、これを前提にして、何年間かの見通しをこれからつくらないといけないという状況です。平成22年度が新行財政改革プランの最終年度になりまして、23年度からの計画を立てることになりますが、それにあわせて新しい財政収支フレームをつくる予定でおりますので、条件変化に対応しつつやるようにしたいと思っています。その中で、企業関係では、将来、川崎に立脚している企業がどういう方向に行くかということが非常に大事であると考えています。中小企業向けと、それから最先端の研究開発向けと両方考えていまして、中小企業向けについてはアイデアコンペだとか、いろんな仕掛けをつくったり、あるいは川崎のものづくりブランドの指定と、それに対する優先融資だとか、いろんなことをやっています。また、研究開発だとか新製品開発型に川崎の中小企業がシフトしてきているので、特に環境分野とか福祉分野でも、新しい産業振興をやっています。

それともう一つは、今、世界の景気回復の牽引力になっているのが中国ですので、中国の経済の発展と、川崎の中小企業がどういう具合に結びつくかということになりますが、国際環境技術展のときも中国の関係者がたくさん来ておりまして、川崎ものづくりブランドなどが、これから中国との関係で伸びていくだろうと思えます。

それから、最先端の部分としては、一つは、新川崎地区のナノ・マイクロテクノロジーの4つの大学の協働コンソーシアム、これの場所を提供する等の協力をしております。それから、もう一つは、神奈川口ですけれども、殿町三丁目の都市再生機構とヨドバシカメラが持っている土地に、iPS細胞を使った再生医療の研究の新規拠点をつくるということで行っておりますけれども、宮前区の野川にあります実験動物中央研究所がそこに全面移転しますので、その研究所を核にして、新しい医療産業の振興を計画しております。だから、ここに羽田空港のハブ化ということで日本の成長戦略の拠点を国でつくってくれると大変助かるんですけども、国のほうで、そういった日本全体の成長戦略の拠点をどこにするかという発想がないものですから、ちょっとこちらから提案していきたいなと思っていますところがございます。

それから、等々力の改修等々について、等々力については基金をつくって、フロンタールも事業をやるときにその基金の募集もしてくれることになってきています。22万の署名が集まっているわけですから、そういった小さい積み重ねが、いずれ大きくなっていく

だろうと思います。広島市で、広島市民球場は90億円かかったようではありますが、8割ぐらいが市民と企業からの募金で賄っているようです。そういう例もありますので、多くの方々からの協力も仰ぎながら改修を進めていきたいと思っております。

それから、市民税の将来の見通しに関連して、人口もいずれは減少の方向に転じるだろうということがございます。市民税もそうですけれども、法人もある一定のところで頭打ちということになることが想定されます。そこで、一つ長期的に考えていますのは、元気な高齢者にどのように活躍してもらおうかということです。自治基本条例をつくって区民会議をつくり、そして行政と市民との協働事業を推奨しているわけですし、税金を納めなくても年金で生活をしながら地域づくりに参画していただいて、より身近なところで、まちづくりを進める仕組みです。一々税金を払って、税金でもって公務員を雇って、そしてまちづくりをするというパターンではなくて、市民みずからが行政と協働しながらまちづくりをしてもらうような、そういう取り組みを広げていきたいと思っているところです。

もちろん、道路整備をしたり、河川改修をしたりというのは税金でないとできませんけれども、身近なちょっとした交通安全だとか、あるいは里山保全だとか、あるいは食事だとか、そういったことについては市民の力で十分にできると思いますので、そんな取り組みを推奨していきたいと思っているところでございます。

とりあえず、このような考え方で今取り組んでおりますので、気がついたことがありましたら、またご指摘をお願いいたしたいと思っております。

私からは、以上でございます。

辻座長

今、市長からもご説明ありましたが、私から、今後の行革の進め方、他都市との比較についてご説明しておきたいんですが、3番目の議題になる今後の実行スケジュール、策定スケジュールを見ていただきたいんですが、今ご指摘いただいた現況がどうなのかということは、単に現況を分析してするのではなく今後どうしていくか、今後さらに行革をどう進めていくかということの話に集約してくると思っております。来年度明け冒頭には、現況を含めまして次期のプランの策定について、それから収支見通しを明らかにしていくというスケジュールになっています。

今、佐藤委員からもご指摘いただきました他都市との比較、法人税収が今後どうなるか、人口がどうなるかという話につきましては、最終的には、ここに集約してくると思っております。

財政問題研究会のほうでも検討させていただいていますが、歳出面でいきますと、扶助費部分が非常に大きな伸びになっていまして、この伸びを他の政令指定都市と詳細に比較した場合、どうなるかというようなことを検討しています。

それから、グッドサイクルということで、今までは税金も回復して、行革効果も含めて市民サービスに還元してきたんですが、このペースでやっていくと今後どのくらいの負担になるのかということも、やっぱり一方で考える必要が出てきます。一方、人口は増えるんですけど、他都市と比べて歳入増加がどうなるかということもあります。

今、急いで配っていただきました財政力指数の状況を見ても大体予測できますが、過去10年で見たら、川崎と名古屋は指定都市の中で、23区を除くと比較的税金に恵まれていて、名古屋に比べると、川崎は行革もかなりやって人件費も削ってきて、そういう意味では、今までは余剰はあったと思うんです。

しかし、今後、川崎においても市税の税金の落ち込みも激しいですし、それから、今後どれだけ人件費の削減も継続的にできるのかということも含めて、他都市と比較しながら、新年度明けには、ある程度、佐藤委員のご指摘等にも答えられるようなものを一定の財政見通しという形で出したいと。可能であれば今回ももう少し出したいとは思ったんですが、過去最大の税金落ち込み等もありまして、少し慎重を期したいと。さらなる行革のインパクトとしては、今度出す財政見通しは、かなり厳しい財政見通しですね。行革をやっていてもこれだけ厳しいということですので、これを起点に必要な行革は行い、必要なサービスは強化するという方向をできれば展望していきたいというふうに思っております。

では、この点も含めて、事務局のほうから補足すること、いかがでしょうか。

浮揚財政局長

税金見通しにつきましては、ただいま市長のほうから申し上げましたし、座長にも整理していただきましたけれども、ちょっと補足させていただきますと、個人市民税につきましては、この間、着実に人口は増えてございます。ただ、先ほど、安部委員からの話もございましたように、個人所得が想定以上にかなり落ち込んでいるようでございまして、実は今、手元に資料がございませんけれども、人口は確実に増えておりますが、納税者数という意味では落ち込んでいるということでございます。要は、非課税となる方々が増えていく状況がございまして、そういう意味では、21年度も人口増による影響ということで、増収を見込みましたけれども、実は予算を確保するのも今ちょっと厳しい状況というよう

なことでございます。

したがいまして、今後、次期実行計画、行財政改革プランに向けて、税収見通しやいろいろな経済指標をどういうふうに見ていくのかということ、かなり変わってくるということでございます。その中で、根幹でございます個人の市民税と人口については、まだ川崎は伸びるという想定でございますけれども、個人の所得がどういう影響を及ぼすかということと、法人についても経済情勢をどう見るかということが課題になると思います。

もう一つは、市税の場合には固定資産税も大きな要因でございますけれども、先日の地価につきましても、下落の率は下がったということでございますけれども、やはり下落という傾向は変わらないということでございますので、こういったところも将来的にどう見ていくかということで、いろいろな指標を参考にしながら、次期の実行計画の策定にあわせて、また先生方のお知恵をお借りしながら、進めていきたいと思っています。

以上でございます。

野村財政部長

後ほど、レーダーチャートの詳しい数値は資料で配らせていただきますが、他都市との財政状況の話でございますが、先ほど、1枚配らせていただいたのは財政力指数でございますが、これは政令市の中で川崎市が一番ということで、非常に財政力としては豊か、かつ行財政改革についても他都市に先駆けて取り組んできたということで、先ほどのご質問、あるいはご意見につきましては、逆に、これだけで済んでいるというような状況はあると考えております。

今、お手元に配らせていただきますが、他都市、市町村、政令市平均と比べたレーダーチャートでございます。財政力から財政構造の弾力性、人件費・物件費の適正度、将来負担の健全度、あるいは公債費負担の健全度等、それぞれ比較した表でございますが、こういうのをざっと見ていただいて、真ん中の、ちょっと白黒で見にくいんですけども、川崎市が太線になってございますが、類似団体と比べて財政力あるいは将来負担の健全度等も含めて、比較的健全な状況ではございますが、引き続き、さらなる行財政改革を推進していく必要があると考えてございます。

これだけ税収が落ち込む中で、他都市はどのように財源対策をしているかということでございますが、当然、国から地方交付税という形で、財政力が弱い団体については財源補てんされておりますが、川崎の場合は不交付団体であることもございまして、自助努力で

頑張っているというような状況でございます。

他都市の比較については今後も引き続き行ってまいります、現状については以上でございます。

三浦総合企画局長

先ほど安部委員からもありました小杉の新駅、あるいは大枝委員からもございましたけれども、私どもも等々力緑地、あるいは富士見公園だとか生田緑地、いわゆる「3大公園」という言い方をしておりますが、川崎の中にある大規模な公園、またその中にあるスポーツ施設だとか文化施設、あるいは生田だと岡本太郎とか、藤子のミュージアムなど、こういった新しい魅力の施設整備も予定をしているところでございます。こうした事業も、ただ単に公園の中の事業ということではなくて、例えば、生田緑地であれば向ヶ丘遊園とか登戸とか、さらには新百合ヶ丘あたりも視野に入れて、公園とそのエリアのまちづくりと連携していきたいと考えています。同様に等々力についても、小杉の開発と等々力緑地をどう結びつけていくかという視点があります。さらに、川崎駅についても西口の開発から、東のほうにまた影響が及んできています。東口の駅前広場の改修も先ほど説明があったように進んできているわけですが、そこだけにするのではなくて、隣接の富士見公園とここをどう結びつけていくのが重要でございます。ある意味では、広域的にハードと、それから隣接の公園、さらには音楽だとかスポーツだとか、あるいは文化だとか、さらに自然といった、川崎が持っている強みと結びつけて、エリアをトータルとして元気にしていくような仕掛けが必要であると考えています。

こうしたことによって、結果として地域の商店街だとか商業の活性化に結びついたり、あるいは文化、スポーツ、映像といった話も、ある意味ではコンテンツの産業という見方もできるわけで、そういったところも参画しながら、地域が元気になるような仕掛けを全体的にやっていきたいという考え方でおります。

以上です。

辻座長

一通り説明がありましたが、よろしいでしょうか。

非常に大きい課題ですので、今後、今の議論については継続的にしていきたいと思えます。

続きまして、議題2の行財政改革委員会の市民部会の活動報告についてに進んでいきたいと思います。それでは、事務局から説明をお願いします。

篠原行財政改革室主幹

行財政改革委員会市民部会につきましては、平成19年10月に発足以来、本市の行財政改革の取り組みに関して、市民の視点からのご意見をいただいております。また、平成21年度につきましては、部会の所掌事項の一つである行財政改革に係る課題についての調査活動として、公の施設の効率的な管理運営をテーマに、主にワークショップ形式の手法により検討を進め、このたび、活動報告を取りまとめたところでございます。

本日はお手元の資料に沿いまして、市民部会の加藤部会長から、今年度の市民部会の取り組みにつきまして、ご報告いたします。なお、この報告書につきましては、本日の委員会の前に、市民部会委員から阿部市長へ報告を行ったところでございます。

それでは、加藤部会長、よろしくお願いいたします。

加藤市民部会長

加藤です。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料に基づいて、説明をさせていただきます。

まず、「はじめに」でございます。本年度は、今お話がございましたとおり、指定管理者制度を通しまして、公の施設の効率的な運営管理について検討した内容を、報告させていただきます。この「はじめに」の後段にかかってまいりますが、この検討に際しましては、事務局から制度の仕組みや川崎市の導入状況について情報を受け、スタートいたしました。しかし、実際に作業を進めてみますと、指定管理者制度の中には実に多様な施設や、利用者、指定管理者があることがわかり、制度に対して改善策や分析を述べることは非常に困難に思われました。次に、委員の皆さんから共通して出てきましたことは、地域に密着し市民を巻き込んだ運営が、指定管理者による施設管理・運営をうまく進めていくためのカギであるというお言葉ですとか、そういったことで、もう一度市民としての視点に立ちかえた上で、「利用者モニタリング制度の確立」「施設利用のルールの明確化」など、市民の立場から提案をまとめました。

それでは、以下、報告をさせていただきます。

まず、4ページです。今ご説明いたしました、今回、この指定管理者制度を選んだ理由

は、4 ページの下段に書いてございますけれども、3 つございます。

一つは、川崎市では、行財政改革の趣旨の一つ、「民間でできるものは民間で」に基づき、公の施設についても、その設置目的や制度の趣旨を踏まえ、指定管理者制度などを導入し、効果的・効率的な運営とサービスの提供に努めていること。もう1点は、現在市内で190以上の多種多様な公的施設が指定管理者制度で運営されており、これらの中には、老人いこいの家やこども文化センター、スポーツセンターなど一般市民に身近な施設も多いこと。もう1点が、同制度が導入されている施設のうち約半数が、平成22年度末に現在の業者への指定期間が終了するため、その評価・更新などの仕組みについての検討が平成22年度中に向けて求められていることです。

以上を勘案いたしまして、このテーマを設定いたしました。

5 ページは、活動の経過が書いてございますけれども、記載のとおりでございますので、目を通していただきたいと思っております。

それでは、6 ページでございます。どんな内容にまとめましたかという全体の構成がここにありますけれども、今回、大きく5つの内容でまとめました。

まず1点目は、指定管理者制度導入による変化を確認した上で、2番目として、実際に指定管理者制度導入施設の現地の視察調査を行い、3番目として指定管理者制度導入の効果・メリットをまず委員の中でまとめてみました。その上で、4番目に、よりよい指定管理者制度運用のポイントとして3つのポイントをまとめ、5番目として、提案を最終にまとめさせていただきました。

その内容につきましては、8 ページ以降になりますが、前段といたしまして、ご存じのこととは思いますが、9 ページに書いてございますとおり、指定管理者制度は平成15年からスタートいたしまして、平成21年度には192の施設で導入されております。導入状況の192施設の位置付けでございますけれども、川崎市の公の施設は約518施設ございます。そのうち、指定管理者制度になじまない施設は176。そうしますと、指定管理者制度の導入可能施設は342ありまして、このうち56%の192の施設に対して、指定管理者制度が導入されています。受託の主体は、出資法人関連が46%、出資法人以外が54%の103施設となっております。

こういった基本を確認した上で、10 ページにまいりまして指定管理者制度導入による変化については、まず3つのことを確認いたしました。1つ目が、民間や市民による施設管理運営の出現によって、施設管理運営主体の拡大が図られていること。2番目が、民間

ノウハウの導入によって、管理・運営の主体性の向上が図られていること。3番目が、改善活動への動機付けとして、市場競争の発生ですとかモニタリングの導入が図られているということを変化として確認いたしました。

こうした状況を確認することを目的として、11ページでございますけれども、実際に指定管理者制度の導入されている施設を現地調査いたしました。3つの施設は、「高津スポーツセンター」と「川崎市高齢者社会福祉総合センター・長沢壮寿の里」、及び「菅生こども文化センター」の3施設を見学いたしました。その3施設選定の理由でございますが、3つございます。1つは、指定管理者制度によって民間や地域住民が管理運営することになった事例であること。2つ目が、指定管理者による運営の評価が高い事例であること。いい悪いは別としまして、今回はよい事例を徹底的に勉強して、これを波及したらいいんじゃないかという検討の上、これを選びました。最後の3番目として、多様な市民、世代に身近な施設、様々な市民が利用する施設という観点からこの3施設を選びまして、見学をさせていただきました。

12ページが、指定管理者制度導入の効果とメリットでございます、5つございます。効果の①は、多様化する住民ニーズへの対応です。14ページにありますけれども、効果の②が、施設管理・運営の効率化です。③として、15ページにあります市民サービスの向上があり、さらに16ページに効果④としまして、運営団体の成長です。最後は行革と連動しますけれども、⑤として市財政への導入効果がありますので、以上を5つのポイントとしてまとめました。

それでは、もう一度12ページにかえっていただきまして、効果①の多様化する住民ニーズへの対応でございますけれども、これを大きく3つに分けました。住民ニーズの吸い上げと、住民ニーズの反映と、地域密着化がキーワードとして上がってまいりました。

住民ニーズの吸い上げにつきましては、ここに書いてあるとおり、地域の自治会・町内会やボランティア、体育指導員などからも声を伺う機会を定期的に持つ例とか、さらには、子どもを含めた利用者の団体や代表による定期的な話し合いを持っている例等もお聞きしまして、非常に住民ニーズの吸い上げがうまくいっているなと考えました。

次に、住民ニーズの反映でございますけれども、高津スポーツセンターや菅生こども文化センターでは、利用者や住民の声にこたえる形で、自主事業の企画運営や教室の開講など積極的に取り組んでいるということがわかりました。

3番目が地域密着化でございます、施設がある地域住民との関係が深まり、地域密着

が図られている。こういった点は、非常に導入の効果であろうと考えました。

次に14ページの施設の管理・運営の効率化につきましては、3点考えました。柔軟性のある運営と、手続の簡略化・迅速化、あと人員配置の改善という項目で、指定管理者制度の導入の効果としまして、メリットとして確認をさせていただきました。特に、柔軟性のある運営につきましては、ここに指定管理者からのコメント、意見がございますけれども、要望の即実現が可能になり、事業への柔軟性が生まれたことや、子どもたちからの声・要望をそのまま企画した参加費制の遠足やバスツアーなど、館外活動が開催されているというコメントがございました。

次に、15ページの市民サービスの向上ですけれども、こちらは2つございまして、専門知識・技術スタッフの配置と、新たな施設利用者層の開拓でございます。特に、新たな施設利用者層の開拓につきましては、高津スポーツセンターでは、これまで利用者が少なかった子ども世代を対象とした教室の開設に積極的に取り組んだ結果、子どもや乳幼児の利用が確実に増えているとか、先ほど言ったこども文化センターでは、様々な取り組みで中学生の利用が倍増しているという声が聞かれました。

次に16ページの運営団体の成長では、運営団体の意識改革と運営改善への動機づけが図られているということが確認ができました。特に、指定管理者の意見で、黒く囲ってございますけれども、職員の中に経営意識が生まれ、利用者満足度の視点から運営を考えるようになったということは、この指定管理者制度を入れた考え方が現場の中で根づいているという考えを持ちました。

最後は、一番大事な市財政への導入効果でございますけれども、川崎市では、平成21年4月現在、指定管理者制度を導入した192の公の施設の管理運営費について、主に人件費を中心に約9億円の財政的効果が上がったということで、これはサービスとコストの問題で言いますと、コストについても指定管理者制度の効果が上がったことを確認いたしました。

指定管理者制度導入の効果について、メリットをもう一度4番目でまとめたのが、「よりよい指定管理者制度運用へのポイント」でございます。3点にまとめさせていただきました。

ポイントの①は、住民ニーズの反映の継続と充実が必要であるということで、下線が引いてございますけれども、いずれも地域との関係をうまく構築しながら住民ニーズを施設運営に反映させている好事例であり、この動きが他の施設にも広がっていくことがぜひ望ま

れます。

2つ目が、柔軟な制度運用体制・仕組みでございますけれども、これも下線が引いてございますけれども、施設を運営する多様な主体に対し、それぞれの長所を伸ばし、短所を補っていけるような制度の運用方法や支援の確立、良いノウハウを広く共有する場の充実が望まれます。

次が、多様な施設への対応でございますけれども、この部分につきましても下線が引いてございますけれども、制度の運用面からも、利用者が不安や戸惑いを感じることなく、安定した公的サービスを受け続けられるように、それぞれの施設の性格に応じた対応、きめ細かな部分が必要ではないだろうかということで、意見をまとめました。

それから、環境や状況の変化への対応でございますけれども、後段、社会情勢の変化や重点施策・事項の変更など、指定管理期間中に発生する様々な変化や事態に対し、当初の指定管理業務内容の変更も含め、柔軟に取り組める体制、制度の充実が望まれるということで、今回、事務局からのヒアリング、実際の現地調査を踏まえた上で、運用のポイントとしてまとめました。さらにもう1点、追加として制度の認知度、透明性・公平性の向上についても、ここに書いてございます。

そして、最後が21ページ、ここが今回の提案のまとめでございますので、ご説明をさせていただきます。こちらは4つでまとめさせていただきました。

1つは提案①です。指定管理者制度のより積極的な広報です。これは前年度、広報についてご提言をさせていただきましたけれども、こちらに意見がありますように、指定管理者制度がどの施設に入っているのか、導入によって何が変わったのか、だれが指定管理者なのか、その施設を利用している市民にもっと見えるような積極的な広報（PR）が必要である。例えば、施設の入り口や事務所周辺に、利用者にもよく見えるように、指定管理者や運営方針等の掲示を行うことが考えられるという提案でございます。

2つ目は、利用者モニタリングの仕組みの確立です。公の施設のよりよい運営には、何より利用者である市民と施設管理・運営者の双方向のコミュニケーションがカギとなります。指定管理者制度導入によって、年度ごとの事業報告書の提出や評価など、行政と指定管理者間の評価制度は確立されてきている。しかし、その中で利用者モニタリングとその結果の運営の反映方法や評価について、明確な手法や基準が確立されていない現状がある。利用者アンケート調査なども、形式的に行えばよいのではなく、その回答回収数や内容、改善活動などの積み重ねなどをより突っ込んで評価する仕組みがあって良い。また、市民

にとってよりよいサービスの安定的な提供のためにも、それらが年度ごとの運営評価や指定管理者選定の際に活かされるとよいということで、ここはちょっと耳が痛いんですが、委員のコメントとして、指定管理者が市に提出した事業計画書どおりに運営することに捉われ、市の顔色ばかり伺い、利用者の顔や声に注意を向けていない印象を受ける場合があるというご指摘もございました。

次ページでございます。提案③は施設利用のルールの明確化です。施設利用者である市民にとって、施設利用のルールが明確になっていることが重要である。指定管理者制度導入により、地域密着の運営が進む一方、一部の利用者や地域住民の声ばかり大きくなってしまふ恐れが指摘された。施設利用のルールを明確化し、新しい利用者を含め、誰もが気持ちよく、平等に、使いやすい施設を目指すことが求められる。またその上で、今回視察した施設で導入されていたような、ルールに利用者の声を反映し、利用者自身に利用ルールの決定に関わってもらったり、定期的に利用者の代表を集めた会議の設定などの手法や取組を他の施設も応用し、広げていくことが有効であるということでございます。

4番目が、市民の声をもっと活かす制度の確立でございます。指定管理者制度に限らず、市民の市政への声をもっと活かす制度を確立させることが求められる。特に川崎市では、市民参加の経験者や各種公募への応募者、アンケート回答者など市政への意識の高い市民をまだまだ活かし切れていない印象がある。そうした市民を様々な場で活用し、活躍していただけるモニター制度や市政サポート制度の確立が望まれる。また、市民の声の反映の結果として、「市民サービスの向上」や「改善活動」の効果をどのように測り、評価していくのか。その基準や目安、必要な視点などを示し、共有しやすい形にしていくことが、市民の声を活かす制度の前提として求められていると考えられます。

以上が今回の報告でございますが、次ページに、今回が各委員としてのまとめの最後になりますので、あとがきにもご注目いただきたいと思います。

市長をはじめ行政の皆さん、これだけの意識を持った市民がいることを今後の改革の原動力としていただき、「元気都市かわさき」をより確かなものにしていただきたいと思います。と申し添え、今回の報告を終わります。

ありがとうございました。以上です。

辻座長

ありがとうございました。

それでは、ただいま報告していただきました案件につきまして、今回は指名しませんので、皆さんのほうからご自由にご質問、ご意見等をお願いします。いかがでしょうか。

佐藤委員

今の説明を聞かせていただきまして、この事前検討会の開催であるとか、あるいは現場を視察されるとか、非常に積極的に活動されておられると。よく実態を分析されておられるし、この制度の中で、いろいろ実効を上げている施策とか、ほかに問題点とか、改善方向、こういったものをえぐり出しているというのは大いに評価をしていい活動ではないかなというふうに思われます。

ただ、問題をえぐり出すという段階は第一段階でありまして、実は、これらが指摘されたいろいろな内容のうち、提案そのまま解決できるものはそれでいいんですけども、そうではなくて、もっといろいろな問題を内蔵されているものがあるように思われます。今、聞いている話では、例えば財政基盤が弱い施設であるとか、あるいは、利用者が予想以上に増加して対応ができないようなこども文化センターの問題であるとか、あるいは指定管理者制度の不具合をいろいろ解消できる仕組みの制度そのものの変化とか、要するに、施設そのものの制約であるとか、あるいは制度の制約に起因しているもの、あるいは指定業者の努力限界を超えているのではないかなと、こういった問題もうまくえぐり出しておられるので、これから行政としては、これをうまく取捨選択をして、適切な手直し、改善、こういったものの対応が市民部会の努力を生かす最短距離になるんじゃないかなと。ぜひ、早急に実現をお願いしたいというふうに思います。

辻座長

加藤部会長、いかがですか。

加藤部会長

わかりました。頑張ります。今回、検討するとき、指定管理者制度の施設については、いい悪いは別として検討してもらいたいという話がありましたので、委員の中では、本当に行政の財政基盤を考えると、本来はもっと突っ込んで、要は価値があるのかないのか、売ったほうが本当は市に対する財政的な貢献があるのかないのかと。実際に市民参加といって市民を巻き込んだという言葉を使うんですが、それはどんなメジャーではかるんです

か。結構私たち、軽く言葉を使っていますけど、その評価は皆さんで思いが違うので、本当は、もう一個一個、言葉の定義をやらないと、こういうレポート自身が死んでしまうのではないかという意見があったのは事実でございます。

辻座長

今のことについて、事務局から何かありますか。

大村行財政改革室長

いろいろとご指摘いただきまして、ありがとうございます。報告書の中でご指摘いただいた部分で、例えば業者選定の透明性・公平性の確保という部分に関しては、我々も改善に向けて検討を進めておりまして、それ以外の部分につきましても、施設の利用を担当している部局の考え方も聞きながら、適正な改善に向けて努力していきたいと考えております。

以上です。

大木委員

大変素晴らしい活動をされて、敬意を表します。特にこの中では、指定管理者制度導入のときに気がつかなかった、当たり前のことかもしれませんが、市民とのコミュニケーションを非常に図れるようになってきて、市民のいろいろな意見が反映されてくるという面については、余り最初のころ、議論していなかったかもしれません。サービスが向上するだろうということはありませんけれども、この点が非常によかったなということと、それから、多種多様な施設がありますから一個一個いろいろ大変なのでしょうけれど、どこか共通の問題がたくさんあると思います。例えば、満足度の調査にしろ、一件一件ではなくて、全体で比べていく、横並びで比べて出っ張ったり、へっこんだりしているところ、それはいいのか悪いのか、比べて点が高いか低いかだけでは余り意味はないと思うんです、それぞれの特徴がありますから。しかし、それを比べてみて、それぞれの特徴で出していくというような仕組みをつくられていったら、わかりやすく、余り平均値ばかりやってもしょうがないんですが、そういう企画をされていけば、よりよくなるのかなというふうに思いました。大変ご苦労さまでした。

辻座長

加藤部会長から、今の点で何かありますか。

加藤部会長

おっしゃるとおりであり、多種多様でありますので、メジャーを一つ持ってもしょうがないので、一個一個の指定管理者に対して評価制度を持っていないと、長沢壮寿の里というのは、介護保険の問題で収入が、キャップが決まっているので、増やそうとしてもなかなか難しいというような施設があったり、こども文化センターみたいに、利用者が増えれば収入が増える。当然、施設によって浮き沈みが違うので、そういうポートフォリオを含んだ上の評価制度をつくっていく必要というのは実感しました。

大枝委員

とても市民の生活に近い視点で、行財政改革の成果の一つとして指定管理者制度を取り上げてくださっているのかなと拝見しました。提案をいただいた中で、広報、PRについて課題を挙げていただいていたので、そこに関しまして、まさに行財政改革の取り組み自体をどういうふうに、だれに何を伝えるのかという、その伝えるグランドデザインみたいなものが大きくあって、その中で市民に一番見えるポイントとして、指定管理者制度が、こういう形で、だれがこういうことをやっていて、皆さんにこういういいことが起こっていますとか、こういうことができますと、そういうグランドデザインの中で見えるポイント、あるいは伝えるべきポイントというのがあると、それぞれの施設さんが発信する情報は非常にクリアにデザインすることができるのではないかなと思います。まさに行財政改革の中の位置づけとか、そういったものはっきり見るといいのかなと思いましたし、逆に、行財政改革と大きい言葉の中では、市民にとって何が起きてるのかということがわかりにくい中で、こういうピンポイントで伝えるというところから、アピールポイントとして非常にいい場所なのではないかなと思いますし、うまく発信できるといいかなと思います。

そうやって発信ができるところから、キャッチボールとしてアンケートですとか、市民の意見が、こういうことを言っていただいたので、ここについてアンケート、要望を出すよといったキャッチボールが生まれてくると思いますので、まさに、そのところの大きな情報を伝えるためのグランドデザインから、行財政改革委員会と市民の委員会とで意見

をこれから交換していけるところがあると、ご提案いただいたことが生きてくるし、市民として言ったことが、ここ対応しているなど実感できるようなことが生まれてくるんじゃないかなと思いました。

八木委員

非常にすばらしい報告書であると思います。1点、なるほどなと思った部分がございます。指定管理者制度の指定期間は5年だとか、短期間に区切られている。その中で、ある程度の結果なり、緊張感だとか、そういったことで期間を限定するのは非常に効果があるんですけども、18ページにも指摘されているように、老人施設等々で今後とも安定的なケアが受けられるのかとか、そういうような不安といいますか、管理者が5年ごとに変わっていくのではないのかとか、そういった点は何とか解消できないものなのかなと。同じように19ページにも、施設設備への投資ができないという悩みとか、この辺は行政と指定管理者と、何かうまい連携がとれないものなのかなと、そんなことを感じた次第であります。

加藤部会長

委員の意見にも、そういうご意見が結構多かったです。

辻座長

では、この辺で市長さん、いかがでしょうか。

阿部市長

市民目線で、非常によく問題点を指摘していただいているし、まとめていただいているなと思います。特に指定管理者制度は、地域に密着した施設等について、柔軟に迅速に管理運営することが目的でありまして、市民サービスの向上と経費の節減、両方が目的になっておりますので、そういう意味では、指定管理者そのものを選定するとき、例えば、市民の利用が多いスポーツセンターの管理ですと、スポーツ施設の管理に詳しい民間会社と、地域の地域スポーツ関係のグループとNPO法人が共同で管理してもらおうとか、そういう方式でもって、指定管理者を選ぶときから利用者の目線で考えてくれるグループと、合理的に経営管理するグループと一緒にしてお願いするというようなやり方をすると、自

動的に動いていくわけですね。

今回は、それでも十分に足りるかどうかというのをモニタリングする必要があるという点と、そういうやり方であっても、利用する人たちと地域密着であれば、いろいろ癒着ができたり、いろんなことがあるだろうという問題点について非常によく指摘してあります。対応としては、利用のルールを明確化するか、あるいはそういうやり方をしながらモニタリングを入れていくとか、そういった点は非常に重要なことだだと思います。

まだ、この指定管理者制度そのものが発展途上ですので、将来は指定管理そのものの受け皿がもう少し成長していくんだろうと思っておりますが、今の段階では、いろいろ工夫しながら、試行錯誤しながらやっていかないといけないという状況だと思います。ただ、少なくとも、役所が直接管理して勤務時間が「かちかち」だったり、あるいはAという施設とBという施設は同じ基準でやらないとだめだとか、これは役所のやり方なので、そういうところから手が離れるというのは、市民にとってはプラスになることではないのかなと思います。

以上です。

辻座長

指定管理については、私も、国の委員会でもかかわったこともありまして、川崎市の委員長としての立場と並んで国という観点から見ても、今回の報告書は大変興味深く読みました。

体制として見ると、指定管理を入れることによって一定の財政効果と、それから市民活動に生かせる施設になっているということで、一方で、その報告について安堵したわけですが、しかし、同時に、今回、課題として指摘がありましたが、結局、指定管理はいわゆる民間委託と本質的には違って、民間委託は基本的に言われたことを言われたとおりにやるのが民間委託だとすると、指定管理は一定の指定管理のルールをつくった後で、指定管理者がその中で自由に事業をやっていく。そこに、毎年毎年の契約ではなくて、5年間なら5年間、自由に民間のノウハウを使って対処していくという意義が一番あるんですが、今回、出された懸念で、特に事業計画どおりに運営することにとらわれて、市の顔色ばかりをもしかすると何うかもしれない恐れを中には感じたりする。市から言われれば言われるほど、事業者としてはやはり市の言うことを聞こうとしますので、逆に足かせが増えてきて、本来持っていた指定管理のダイナミズムが失われるかもしれない。

このところを、市としては、やっぱり市の公の施設なので市の意図どおりには使ってほしいし、その中で、しかし民間をがんじがらめにするのではなくて、その創意工夫をどうやって生かしていけばいいのかというルールづくりが課題だと思いました。

今回の提案の中で、モニタリングの指摘もありますが、モニタリングというのも、本来、効果的なことを考えると、事業者が市民に直接やっていただいて、直接事業の中で反映していくというのが最も効率的なんですよ。しかし、一方で、市は市として公の施設を最終的に管理していくという立場もありますので、市の関与するところのモニタリングの部分と、それから事業者が主体的に市の意見を踏まえて解決していく、このところをどうやって考えていくのかというのが課題だと思いました。

最後にもう一つご指摘がありました。イギリスなんかで、これに類似した施設が先行して動いているわけなんです。やっぱり弊害が出るのは2回目、3回目、特に長期で継続が取れないとわかります。民間企業は資金回収にきますので、施設に投資しない、人材に投資をしないということになってきて、施設も疲弊するし、働いている人も疲弊するという弊害が出てくる可能性もあるんですね。したがって、イギリスの制度だと、成績がよければ2年延長するとか3年延長するだとかいう制度をつくったりして、これがまた、うまくいっているかどうかというのもまた問題で、変えようまくいくとは言えないし、変えないとうまくいくとも言えないし、今後、再指定になっていく中で、これをどうやって生かしていくかというのは川崎市にとって最大の課題だなという認識で、このことを的確にご指摘いただいたと思っております。

この報告書をうまく生かして、より効果的、効率的な指定管理の活用に向けて、活用していただきたいと思っております。

それでは、最後、議題3、事務局から説明をお願いします。

篠原行財政改革室主幹

ありがとうございました。

それでは、次第のその他ということで、今後の取り組みにつきまして、事務局からご説明いたします。行財政改革室室長の太田からご説明申し上げます。

太田行財政改革室長

平成22年度は、新行財政改革プラン取組期間の最終年度でありますとともに、次期改

革プランの策定年度でもございます。そこで、次期の行財政改革プランの策定に向けてのスケジュールにつきましてお話をさせていただきたいと存じます。

まず、財源的に非常に厳しい平成22年度予算を受けまして、改めまして市税収入の見通し、一括交付金の動向と影響の試算、生活保護費などの扶助費の動向と試算、人口増に伴う財政需要の見込み、こうしたことを加味した上で、これまでの本市における改革の取り組みと、国の地域主権改革に対応した取り組みを反映させたものをお示しできるように作業を進めてまいりたいと考えております。

それでは、スケジュールに沿いまして具体的にご説明いたしますので、先ほどご参照いただきました資料3でございます。次期行財政改革プラン・第3期実行計画の策定スケジュールをごらんいただきたいと思います。

行財政改革委員会につきましては、その年度の1回目の委員会は例年7月に開催しておりますけれども、平成22年度につきましては、スケジュールにありますとおり、4月から5月に本委員会を開催させていただきまして、策定の方針等について、委員の皆様にご説明をし、ご意見を伺いたいと考えております。その場で、委員の皆様からいただきましたご意見を踏まえながら、次期改革プラン素案の策定作業を進めてまいります。

素案が一定の形になりました段階、夏を予定しておりますけれども、本委員会を再び開催いたしまして、素案の案を委員の皆様にお示しをして、改めて委員の皆様のご意見をお伺いし、それらを反映させたものを素案として公表いたします。素案につきましては、スケジュールの中段の右側でございますとおり、パブリックコメントですとか、タウンミーティングにおきまして、広く市民の皆様からご意見を伺います。そして、3回目の本委員会におきまして、その結果をご報告させていただきます。

さらに2月には、市民意見を反映させました次期の改革プラン案を本委員会でお示しいたしまして、そこで最後のご意見を伺った上で、3月には次期の改革プランとして公表してまいりたいと考えております。

以上、ご理解の上、何とぞご協力をお願いいたしたいと存じます。

それから、現在の委員の皆様でございますけれども、任期につきましては本年9月30日までとなっておりますので、9月には本委員会の改選もでございます。そちらにつきましても、次回の委員会におきまして、ご相談をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

私からは、以上でございます。

篠原行財政改革室主幹

説明は、以上でございます。何かご質問等ございますでしょうか。

(な し)

それでは、これもちまして、平成21年度第2回行財政改革委員会を終了いたします。

長い間、まことにありがとうございました。